＜メールオーダーサービス確認事項＞

メールオーダーサービス専用預金口座開設にあたっては、必ず以下の説明をご確認のうえ、お申し込みください。

1. お申し込みの条件について

メールオーダーサービス専用預金口座の開設については、各種法令上の確認に加え、お取引いただくためのいくつかの条件を設けさせていただいております。この条件に当てはまらない方は、メールオーダーサービスでの口座開設を受付できませんので、当組合本支店でのお取引をお願いいたします。

また、当組合本支店ですでにお取引いただいているお客さまからのメールオーダーサービス専用預金口座の開設は受付しておりませんので、ご了承ください。

（1）年齢
　満18歳以上の個人の方
（2）定期預金お預け入れ金額
　100万円以上1万円単位での定期預金をお預け入れいただける方
（3）取引目的
　口座の利用目的を貯蓄・資産運用のみとされる方
（4）その他
　①外国ＰＥＰｓに該当しない方
　詳しくは「3.（2）外国ＰＥＰｓ」をお読みください。
　②税務上の居住地国が日本のみに該当する方
　詳しくは「3.（3）実特法・ＦＡＴＣＡ」をお読みください。

2. 注意事項について

メールオーダーサービスでは、すべてのお手続きを郵送でお取り扱いさせていただく関係上、以下のように一律で厳格なお取り扱いをさせていただきますので、あらかじめご理解とご協力をお願い申し上げます。

（1）普通預金口座はカード専用普通預金口座をご開設・ご利用いただきます。この口座に通帳発行はございません。ご利用明細がある場合は、3か月ごとにお取引明細を郵送いたします。なお、普通口座の開設はお一人様１口座となります。
（2）口座開設をお申し込みいただいて、普通預金口座を開設後、3か月を経過しても定期預金の資金をご入金いただけない場合、普通預金口座を解約させていただきます。
（3）すべての定期預金を解約されてから3か月経過いたしましたら、普通預金口座の利用を一時停止させていただきます。この場合、メールオーダーセンターまでご連絡いただき、新たな定期預金のお預け入れをお申し出いただくか、普通預金口座の解約手続きをご依頼ください。
（4）メールオーダーサービスでは、代理人の方とのお取引を行いません。必ず口座開設をしていただくご本人さまがすべてのお手続きを行ってください。
（5）本人確認および口座の利用目的の確認のために必要が生じた場合は、ご自宅や携帯電話にご連絡させていただく場合があります。
（6）メールオーダーサービスでは、マル優（少額貯蓄非課税制度）はご利用いただけません。
（7）お申込みの内容を総合的に判断した結果、口座開設をお断りする場合があります。

3. 法令上の確認

お申し込みにあたっては、以下の法令に基づく確認を行わせていただいております。

（1）お取引時確認
　犯罪による収益の移転防止に関する法律により、口座開設等にあたってお客さまの氏名、住所、生年月日に加え、職業、取引の目的を届出いただくことが義務付けられております。なお、メールオーダーサービスでは取引の目的について、貯蓄・資産運用目的のお客さまに限定させていただいております。他の利用目的のお客さまの場合、当組合本支店窓口でのお取引をお願いいたします。
（2）外国ＰＥＰｓ
　下記のいずれかに該当するか否かをご確認いただき、預金口座開設申込書にご記入ください。なお、該当するお客さまの場合、メールオーダーサービスでの新規口座開設を受付できません。この場合、当組合本支店窓口でのお取引をお願いいたします。

①外国の重要な公的地位にある者
ア. 外国の元首
イ. 日本における内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職
ウ. 日本における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長、または参議院副議長に相当する職
エ. 日本における最高裁判所の裁判官に相当する職
オ. 日本における特命全権大使・特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職
カ. 日本における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長に相当する職
キ. 中央銀行の役員
ク. 予算について国会の決議を経るか、または承認を受けなければならない法人の役員
②かつて上記①に掲げる外国の重要な公的地位にあった者
③上記①または②に掲げる者の親族（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係にある者を含む）、父母、実子および兄弟姉妹、配偶者の父母または実子以外の子）

（3）実特法・ＦＡＴＣＡ
　「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」（実特法）により、口座開設等にあたって、税務上の居住地国名等を記入した届出書を提出していただくことが義務付けられています。また、米国の外国口座税務コンプライアンス法にもとづき、米国納税義務者かどうかの確認が義務付けられております。当組合では、お客さまからの申込書への記載によるご申告をもとに、これらの確認をさせていただきます。

①お取引いただける方

当組合のメールオーダーサービスをご利用いただくにあたり、以下に該当するお客さまに限定させていただいておりますので、ご了承ください。

ア. 税務上の居住地国が日本の方
　国内に住所を有し、または現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人の方が対象です。
イ. 米国籍あるいは米国永住権をお持ちでない方
　日本国に居住されていても、米国永住権等を保有される方については、メールオーダーサービスでの口座開設を受付しておりません。米国籍あるいは米国永住権等をお持ちの方については、当組合本支店窓口での口座開設をお願いしております。

②注意事項
ア. 届出書をご提出いただけない場合、または虚偽の内容を含む届出書をご提出された場合は、お取引をお断りすることがある他、お客さまへ罰則が科される可能性もございますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。
イ. 届け出いただいた居住地国に変更があった場合、３か月以内に当組合に「異動届出書」の届出をしていただくことが義務付けられております。

4. 預金口座（キャッシュカード）の売買等禁止に関する同意

①口座（キャッシュカード）の売買・譲渡・譲受・貸借などは犯罪行為であり、法律による処罰の対象であること。
②当組合は上記の行為が判明した場合、口座利用の停止・解約や警察への通報等を行います。また、将来にわたって当組合に限らず、他の金融機関でも口座開設が困難になる可能性があります。

5. 反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意

当組合とのお取引にあたっては、以下の反社会的勢力でないことの表明・確約について同意をいただいております。この同意をいただけない場合、お取引をお断りしております。

＜反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意＞

私は、①のいずれかに該当し、もしくは②のいずれかに該当する行為をし、または①にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、預金取引が停止され、または通知により預金口座が解約されても異議を申しません。またこれにより損害が生じた場合でも、いっさい私の責任とします。

①私は現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来に渡っても該当しないことを確約します。
　A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
　B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
　C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
　D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
　E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
②私は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
　A. 暴力的な要求行為
　B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
　C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
　D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴組合の信用を毀損し、または貴組合の業務を妨害する行為
　E. その他前各号に準ずる行為

6. 口座振替規定

（1）口座振替による定期預金口座作成および入金、出資金の加入については、預金規定にかかわらず、払戻請求書の提出なしに当組合所定の方法により実施します。
（2）口座振替による定期預金作成日および出資金加入日は、預金口座開設申込書、出資金加入申込書または定期預金入金票を当組合で受付した日と、メールオーダー専用普通預金口座に必要な資金が入金されたことを当組合が確認した日のうち、どちらか遅い日以後とします。
（3）定期預金入金票を当組合で受付した日から、1か月を経過しても所定の金額が入金されない場合は、口座振替を実施しません。
（4）出資配当金がある場合は、メールオーダー専用普通預金口座に入金します。ただし、メールオーダー定期預金がすべて解約されて以後一定期間が経過し、普通預金口座の利用が停止された場合は、この振替を実施しません。

7. 個人情報保護等に係る業務内容ならびに利用目的

（1）業務内容
　〇預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
　〇投信販売業務、保険販売業務、証券仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により信用組合が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
　〇その他信用組合が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）
（2）個人情報の利用目的
　〇各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
　〇犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
　〇預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
　〇融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
　〇適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
　〇与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
　〇他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
　〇お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
　〇市場調査ならびに、データ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
　〇ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
　〇提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
　〇各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
　〇組合員資格の確認および管理のため
　〇その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため
　〇お客さまの安全及び財産を守るため、または防犯上の必要から、防犯カメラの映像を利用すること
（3）個人番号の利用目的
　〇出資配当金の支払に関する法定調書作成・提供事務のため
　〇非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
　〇預金保険法に基づく名寄せ・税務調査（犯則調査および滞納処分のための調査を含む。）・社会保障における資力調査等に関する事務のため
　〇預貯金口座付番に関する事務のため

以　上